

# 木更津市公式ソーシャルネットワーキングサービス運用方針

## 1 目的

ソーシャルネットワーキングサービス(以下 SNS)を活用し、市民などとの情報共有を迅速に行うとともに、市内外への木更津の魅力の発信を強化することを目的とする。

## 2 発信内容

行政情報・イベント・観光情報および緊急情報等のほか運用管理者が必要と認めた情報。

## 3 ページ・アカウント情報

木更津市公式ページ・アカウントとして設置する SNS(以下公式 SNS)は以下のとおりとする。

### (1)市公式 Facebook

ページ名 木更津市

URL <http://www.Facebook.com/city.kisarazu>

### (2)市公式 Twitter

アカウント名 千葉県木更津市(公式) @kisarazu\_city

URL [https://twitter.com/kisarazu\\_city](https://twitter.com/kisarazu_city)

### (3)市公式 YouTube チャンネル

アカウント名 きさらづプロモチャンネル

URL <https://www.youtube.com/user/kisarazushiyakusyo>

## 4 運用管理者

木更津市市長公室シティプロモーション課長

## 5 運用投稿者

市長公室シティプロモーション課職員または運用管理者が認めた職員

## 6 対応時間

原則として開庁時間内(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)に、課等の長の依頼等に基づき運用管理者が適当だと判断した場合、運用投稿者が投稿する。なお、必要が生じた場合はこの時間帯以外にも投稿できる。

## 7 ページ・アカウント管理

公式 SNS における管理方法は、次のとおりです。

- (1) パスワードは英数混在8桁以上で設定し、運用管理者・運用投稿者以外には共有しない。
- (2) パスワードは1年に1度、または運用管理者・運用投稿者が離職した際に変更する。
- (3) 運用管理者は変更したID・パスワードを運用投稿者に速やかに共有する
- (4) ページ・アカウントを業務として使用する必要がなくなった場合は、運用管理者が速やかに対象ページ・アカウントを利用停止または削除処理する。
- (5) 登録メールアドレスは個人アドレスを使用せず、課共通メールアドレスを使用する。

## 8 コメント・リプライ等の管理

公式 SNS へのコメント・リプライ等に対しては、原則返信しないものとする。

## 9 個人情報の取り扱い

公式 SNS で取得した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に取り扱うこと。

## 10 利用者に対する禁止事項とそれに関する処置

公式 SNS を閲覧・投稿する者(以下利用者)が、次に掲げる内容を投稿することを禁止行為として定める。禁止行為を行った、または行うおそれがあると運用管理者が判断した場合には、当該利用者に対し、事前に通告することなく投稿の削除などを行うことができる。

- (1) 法律、法令などに違反する内容または違反するおそれがある内容
- (2) 木更津市または第三者を誹謗・中傷し名誉または信用を傷つける内容
- (3) 木更津市または第三者の著作権・肖像権・その他知的財産権を侵害する内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (6) 人種・思想・信条などの差別、または差別を助長させる内容
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容および単なる風評や風評を助長させる内容
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、プライバシーを侵害する内容
- (10) 他の利用者、第三者になりすます内容

- (11)有害なプログラムなどを送信することにより、通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、または他者のアクセスを妨害することを目的とした内容
- (12)違法な情報やわいせつな表現などを含む不適切な内容
- (13)公式 SNS の発信する内容の一部または全部を改変する内容
- (14)公式 SNS の掲載内容に対して著しく乖離する内容
- (15)SNS の利用規約に反する内容
- (16)その他運用管理者が不適切と判断した内容

## 11 公式 SNS に関連するページ・アカウントの開設・運用

必要に応じて、各課等の長は公式 SNS 以外のページ・アカウント(以下市関連 SNS)を開設することができる。なお、開設・運用に当たって必要な条件は以下のとおりとする。

- (1)市関連 SNS の開設には、木更津市関連 SNS アカウント開設申請書(以下申請書)を運用管理者へ提出し、承認を受けなければならない。
- (2)市関連 SNS の開設には、管理責任者 1 名および担当者を選出しなければならない。なお、管理責任者は所属長とする。
- (3)開設した市関連 SNS は、本方針および申請書にて申請済みの内容に準じて運用すること。
- (4)市関連 SNS の投稿は、申請書にて申請済の管理責任者が投稿内容を確認し校了の上、掲載する。
- (5)事故が発生した際は速やかに担当者が管理責任者に報告、管理責任者が運用責任者に報告し、対応について指示を仰ぐこと。
- (5)管理責任者は毎日、当該市関連 SNS の投稿内容を確認し、情報漏えい、乗っ取り等の事故が発生していないか確認し、疑わしい場合は速やかに運用管理者に報告する。
- (6)運用管理者は市関連 SNS アカウントについて、定期的に運用状況の確認し、必要に応じて指導を行う。
- (7)以下のいずれかに該当する場合、運用管理者がアカウントの停止措置を行う。
  - ①直前の投稿から 30 日以上投稿が無い。
  - ②開設から 1 年経ってもフォロワー数の上昇が見られない。
  - ③申請済の申請書の内容から逸脱した投稿を行っている。

この運用方針は令和 5 年 6 月 12 日から適用する。なお、本方針の適用に当たり、同日付で「木更津市 Facebook ページ運用方針」・「木更津市公式 Twitter 運用方針」・「木更津市 YouTube チャンネル運用方針」は廃止する。

## 問題が発生した場合の対応

### 公式 SNS

- ①運用投稿者が運用管理者へ報告
- ②運用管理者が問題対応



### 市関連 SNS

- ①担当者が管理責任者へ報告
- ②管理責任者が運用管理者へ報告
- ③運用管理者が管理責任者へ対応指示
- ④管理責任者が問題対応

